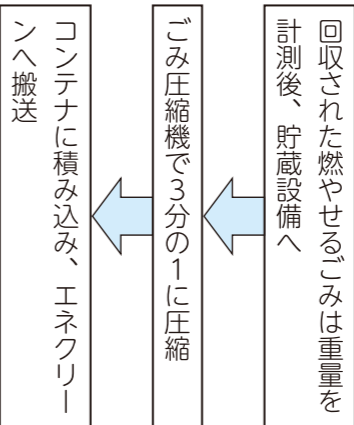


# 知ろう！ 「燃やせるごみ」編

第3回は「燃やせるごみ」について紹介します。

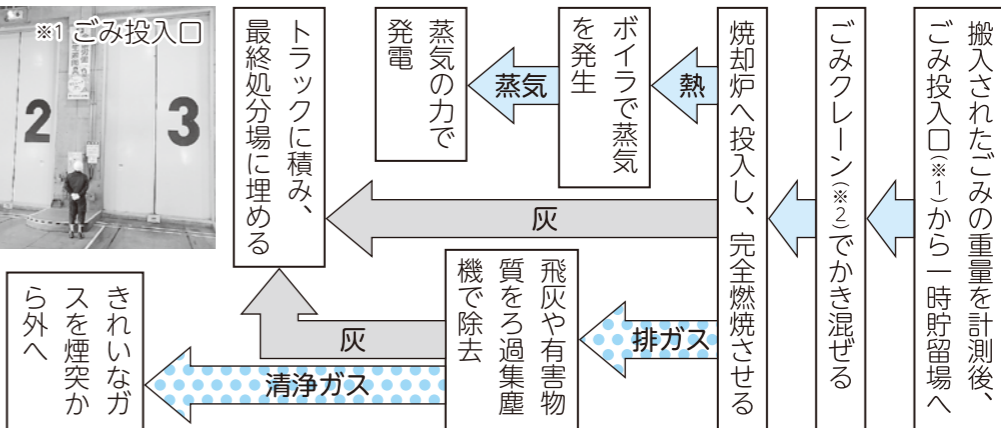
## 燃やせるごみ処理の流れ

### ○リサイクル



リサイクルで圧縮されたごみをコンテナに積んでエネクリーンへ

### ○エネクリーン



## ごみ処理Q&A

- Q エネクリーンってなに？  
A エネクリーンは歌志内市にある、北空知と中空知の5市9町から集まる燃やせるごみを処理する施設です。
- Q なんで一度リサイクルに中継するの？  
A エネクリーンへ直接搬入してしまうと、5市9町のごみ収集車が一気に集まり、混雑、悪臭の原因になってしまいます。そのためリサイクルでコンパクトにして、台数を制限しています。
- Q なんでごみをかき混ぜるの？  
A ごみをかき混ぜることでごみが燃ややすくなります。燃ややすくなることで効率的に処理できます。
- Q 燃やすことでどれくらい体積が減るの？  
A 燃やして灰にすることで、約86%減ります。年間約2万3000トン搬入されるごみを、約3000トンまで小さくしてから最終処分場に埋めています。



## 燃やせるごみを出すときのポイント！

●分別をきちんとしましょう！  
燃やせないごみを入れてしまうと、ごみ処理の機械が止まってしまいう原因となります。生ごみを入れてしまうと燃やにくくなり、処理の効率が悪くなってしまいます。資源ごみを入れてしまうと資源が無駄になるだけでなく、余計なごみ袋代がかかってしまいます。

### ○減量化を心掛けましょう！

減量化を心掛けることで、ごみ処理にかかる町(税金)の負担を減らすことができるだけでなく、皆さんのごみ袋代の節約にもつながります。普段からごみの出にくい生活を心掛けることや、燃やせるごみを出してしまいがちな紙類を資源ごみとして分別することも大切です。



エネクリーン

# シリーズ 税

# 年末調整



## 年末調整を行う理由

給与支払者(会社や事業所)は、給与を支払う際に所得税および復興特別所得税(国税)の源泉徴収を行っています。1年間の合計額は必ずしもその人が1年間に納めるべき税額とはなりません。

理由は、次のとおりです。  
・配偶者特別控除や生命保険料、地震保険料の控除などは、年末調整の際に控除します  
・年の途中で控除対象者数に変更があっても、変更後の支払いから修正します

このため、1年間に源泉徴収をした合計額と1年間に納めるべき税額を一致させる必要があります。この手続きを年末調整といいます。

一般に給与受給者は、勤務先の年末調整で税額の精算が済みますので、確定申告を行う必要はありません。

## 対象者

給与支払者に扶養控除等(異動)

申告書を提出している方です。

## 実施時期

年最後の給与支払い時に行うため、通常は12月に行います。ただし、年の途中で退職した方は、退職の時に年末調整を行います。

## 年末調整は義務です

●給与支払者は...  
年末調整を行わない給与支払者は、税務署から指導されたり、税額の計算が間違っている場合は是正されます。

各種控除申告書(役場、税務署で配布)を、給与受給者に配布し、記載内容を確認の上、年末調整を行ってください。

年末調整の実施は法律で義務付けられていますので、必ず行ってください。

## ●給与受給者は...

扶養控除等(異動)申告書や保険料控除の申告書を、給与支払者に提出しない、正確に記入しないなどの

理由で、年末調整が行われない、または正しく行われていないケースがあります。

この場合、所得税が正確に徴収されないほか、住民税(地方税)も正確に計算できません。

必ず申告書に必要事項を正確に記入して、押印の上、給与支払者に提出してください。

なお、11月21日(火)に年末調整説明会を開催します。法人、事業者に限

らず、給与受給者も参加できます。(詳しくは15ページ)

## 法人番号とマイナンバー

各種申告書には、給与支払者が記載する法人番号が必要です。

また、扶養控除等(異動)申告書には給与受給者本人の個人番号(マイナンバー)と配偶者や扶養親族の個人番号を記載しなければなりません。

